

芽室町農村地域保育所再整備計画



平成 28 年 3 月
子育て支援課児童係

●●●CONTENT●●●



上美生保育所



北伏古保育所



明正保育所



中伏古保育所



上伏古保育所

1 はじめに

1

2 計画の目的等

2

(1) 目的

2

(2) 位置付け

2

(3) 実現目標年度

3

3 現状と課題

3

(1) 入所児数

3

(2) 危機管理体制

3

(3) 保育サービス

5

4 基本概念

5

5 再整備計画

6

(1) 運営場所

6

(2) 施設区分及び定員

7

(3) 整備手法

7

(4) 事業費

8

(5) スケジュール

8

(6) 事業主体

9

(7) 防災・防犯

9

(8) 食育

9

(9) 施設運営

9

(10) 保育時間及び利用者負担額
(保育料)

10

6 経過措置

11

1 はじめに

本町の農村地域保育所（以下「保育所」という。）の歴史は昭和42年に始まり、当時は各地域の福祉館や生活館などを利用して、主に社会福祉協議会が運営していた。その後、昭和45年までに保育所は町に移管され、53年から63年にかけては12地区（祥栄、西士狩、上美生、栄、北伏古、新生、明正、芽室太、中伏古、上芽室、上伏古、渋山）に専用施設を新築し、ピーク時には14地区の保育所に総数で300人を超える入所児がいた。

本町の基幹産業である農業に従事する農業者の利便性を図るために農村地域の生活圏単位に設置された保育所は、主に畠作農家の生活形態に合わせたものであり、その機能は時代と共に進化し、当初の託児機能は、農作業時期の春から秋までの季節保育所へと変わり、さらに通年の保育施設となって今日に至るものである。

しかしながら、この発展的な変遷と並行して、平成になってから少子高齢化が徐々に進み、農村地域においても子どもの数の減少に伴い休所施設が増え、現在、運営している保育所は5か所で入所児総数は89人とピーク時の3分の1にも満たない（平成27年12月1日現在）。

これまでの約40年間、町は保育所の運営に当たっては、農業政策と児童福祉事業の共存を念頭に、農業者の利便性の維持・向上と共に一定集団による保育を行う目的で、その都度、施設単位での入所児数を基準に運営の可否を見極めてきたが、今般、町全体を見据えた上で、今後の農村地域保育所のあり方について、平成25年度から2か年をかけて町民のみなさんと広く意見交換を行い検討を重ねてきた。

この度、これらの経過を踏まえて「芽室町農村地域保育所再整備計画」を策定し、中・長期的視点に立った本町の新たな保育の実現を目指そうとするものである。

2 計画の目的等

(1) 目的

全国と同様に本町においても少子化が進むと予想されているが、一方で、保護者の子育ての考え方、就労環境の多様化などから、保育サービスの充実が求められている。

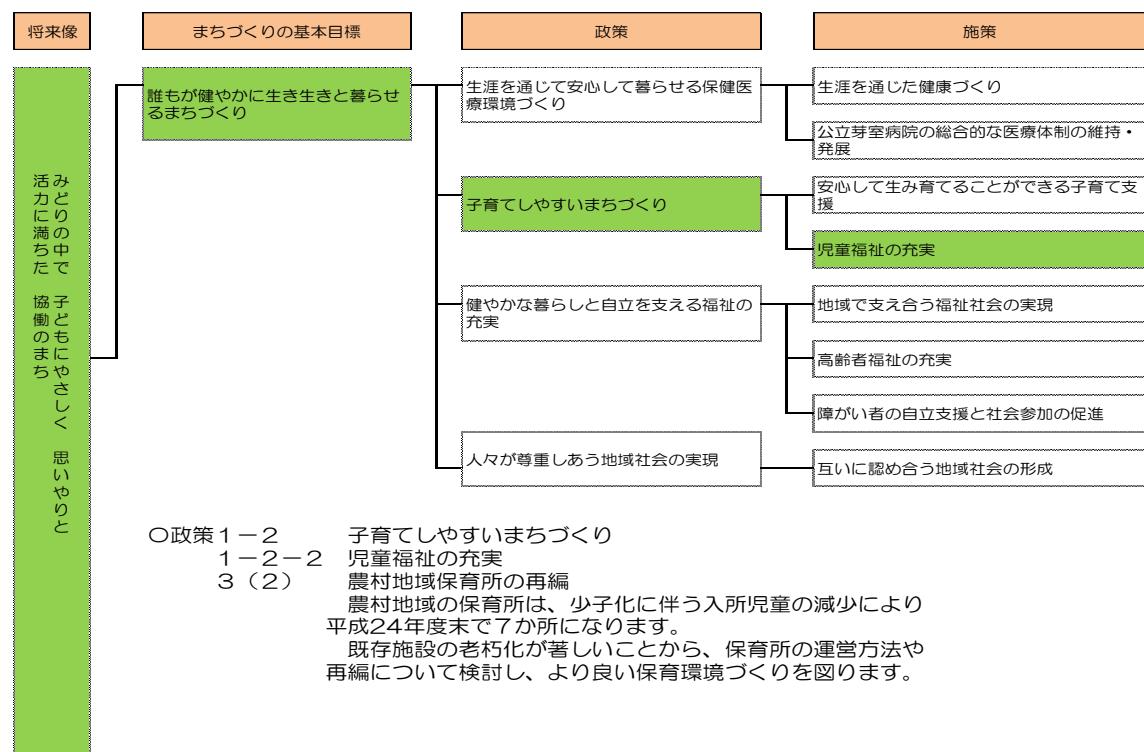
また、防犯・防災等の危機管理及び衛生管理の点からも安心して預けられる保育所整備に努めていく必要があるとともに、施設の面では、老朽化が進んでおり、東日本大震災など頻発する地震により建物の耐震化に大きな関心が示されており、安全・安心な保育環境の整備が求められている。

こうした多くの課題や、保育を取り巻く社会環境の変化に迅速かつ的確に対応し、着実な保育所整備を進めるため、「芽室町農村地域保育所再整備計画」の策定を行う。

(2) 位置付け

本計画は、「第4期芽室町総合計画」（平成20年度～平成30年度）を前提とし、「第9次芽室町行政改革大綱」（平成23年度～平成29年度）を踏まえ、「芽室町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）との整合性を図り、「芽室町農村地域保育所の今後のあり方に関する基本方針」を具体的に進める計画として位置付け、計画期間中において着実な事業の実施を図るために進行管理を行うものである。

第4期総合計画後期実施計画施策体系



(3) 実現目標年度

計画の実現目標年度は、平成 30 年度とする。

3 現状と課題

(1) 入所児数

農村地域保育所全体の入所児数は、平成 24 年度 155 名、平成 25 年度 137 名、平成 26 年度 107 名と年々減少している。

また、入所児数の減少に伴い平成 24 年度末で西士狩保育所が休所、平成 26 年度末で祥栄保育所、美生保育所が休所となっている。

※町の休所基準「入所児の人数が 10 人を下回り、その状態が 2 年継続し、3 年目も同じ状態の場合は、3 年目の年度末で休所する」

	満2才	2才	3才	4才	5才	計
平成25年度	3	5	4	7	8	27
平成26年度	1	4	6	1	5	17
平成27年度	5	5	4	6	1	21
平成28年度	4	5	5	4	6	24
平成29年度	1	4	5	5	4	19
平成30年度	1	1	4	5	5	16
平成35年度	3	3	3	3	3	15
平成40年度	3	3	3	3	3	15

	満2才	2才	3才	4才	5才	計
平成25年度	3	5	4	7	8	27
平成26年度	1	4	5	4	7	21
平成27年度	3	3	3	5	4	18
平成28年度	2	3	3	3	5	16
平成29年度	1	2	3	3	3	12
平成30年度	1	1	2	3	3	10
平成35年度	2	2	2	2	2	10
平成40年度	2	2	2	2	2	10

	満2才	2才	3才	4才	5才	計
平成25年度	2	4	6	3	8	23
平成26年度	3	2	4	6	3	18
平成27年度	2	5	2	4	7	20
平成28年度	2	2	5	2	4	15
平成29年度	3	2	2	5	2	14
平成30年度	3	3	2	2	5	15
平成35年度	2	2	2	2	2	10
平成40年度	2	2	2	2	2	10

	満2才	2才	3才	4才	5才	計
平成25年度	2	1	3	5	3	14
平成26年度	2	2	1	5	5	15
平成27年度	1	4	2	1	5	13
平成28年度	2	1	4	2	1	10
平成29年度	2	2	1	4	2	11
平成30年度	2	2	2	1	4	11
平成35年度	2	2	2	2	2	10
平成40年度	2	2	2	2	2	10

	満2才	2才	3才	4才	5才	計
平成25年度	6	1	4	4	5	20
平成26年度	3	7	1	4	4	19
平成27年度	2	3	7	1	4	17
平成28年度	2	2	3	7	1	15
平成29年度	2	2	2	3	7	16
平成30年度	1	2	2	2	3	10
平成35年度	2	2	2	2	2	10
平成40年度	2	2	2	2	2	10

	満2才	2才	3才	4才	5才	計	上美生跡く備考
平成25年度	18	19	22	39	39	137	84 7か所
平成26年度	13	22	17	20	35	107	73 7か所
平成27年度	13	20	18	17	21	89	68 5か所
平成28年度	12	13	20	18	17	80	56 5か所
平成29年度	9	12	13	20	18	72	53 5か所
平成30年度	8	9	12	13	20	62	46 2か所
平成35年度	11	11	11	11	11	55	40 2か所
平成40年度	11	11	11	11	11	55	40 2か所

	満2才	2才	3才	4才	5才	計
平成25年度	2	1	1	7	5	16
平成26年度	2	2	0	0	6	10

	満2才	2才	3才	4才	5才	計
平成25年度	0	2	0	6	2	10
平成26年度	1	1	0	0	5	7

(2) 危機管理体制

農村地域保育所施設数は 14 か所あり、昭和 44 年～平成 3 年（増築年度を除く）の間に建設されている。平成 23 年度に実施した簡易耐震診断では、震度 6 強以上での倒壊の可能性が高いとされる施設が 2 施設（美生・祥栄）あるなど、耐震対策は急務である。また、各施設は、郊外に所在し、民家と離れたものが多く、保育士の配置は 1 か所当たり女性のみ 2 ～ 3 人であり、近年の異常気象による突発的な災害への備えや不審者対策には、建物の課題に併せて人的配置も改善する必要がある。

ア 運営している保育所（平成 27 年度）

保育所の施設等の状況	所在地	建設年度	建物構造	建物面積 (m ²)
上美生	上美生 4 線34	昭和54	R C	360.00
明 正	坂の上10線49	平成15増築	木造	284.31
北伏古	北伏古南 9 - 9	昭和58	木造	219.51
中伏古	中伏古 5 -18	昭和63	木造	219.51
上伏古	上伏古 9 - 18	平成 2	木造	219.51



上美生保育所



北伏古保育所



明正保育所



中伏古保育所



上伏古保育所

イ 休所している保育所（平成 27 年度）

保育所の施設等の状況	所在地	建設年度	建物構造	建物面積 (m ²)
渋 山	渋山 8 線24	平成 3	木造	209.38
平 和	平和南 9 - 9	昭和60増築	木造	146.02
祥 栄	祥栄西14 - 4	昭和53	木造	212.85
栄	栄 3 - 24	平成15増築	木造	219.51
新 生	新生南 6 - 25	昭和59	木造	219.51
美 生	美生 3 - 39	昭和44	木造	188.01
西士狩	西士狩北 4 - 48	昭和54	木造	208.17
上芽室	上芽室 3 - 16	平成 1	木造	219.51
芽室太	北芽室 4 - 38	昭和61	木造	219.51



渋山保育所



平和保育所



祥栄保育所



栄保育所



新生保育所



美生保育所



西士狩保育所



上芽室保育所



茅室太保育所

(3) 保育サービス

早朝・延長保育は農繁期限定であり、8時から17時30分までを保育時間とし、市街地（認可保育所）の保育時間、通年7時30分から19時（早朝・残児・延長含む）と比較すると格差が生じている状態である。さらに、農村地域保育所では行っていない一時預かり・病後児保育等の特別保育事業や保育所内の給食調理が市街地の認可保育所では行われている。

※ 農村地域保育所の保育内容

通常保育

平 日 8時45分から16時30分まで

土曜日 8時45分から12時00分まで

早朝・延長保育

早 朝 8時00分から 8時45分まで

延 長 16時30分から17時30分まで

※農繁期に保護者と保育士との話し合いの上行っている。

4 基本概念

- (1) 農業・林業を学ぶ（見る・触れる・食べる）保育を実施する。
- (2) 世代間交流（高齢者、小・中・高校生）を取り入れた保育を実施する。
- (3) 個に応じた保育の充実を推進する。（発達支援システムと融合した保育を実施）

5 再整備計画

(1) 運営場所

保護者との意見交換やアンケートの中で、「自宅からの距離」や「小学校へのつながり」を必要とする声が多かったことから、保育所を運営する場所は、小学校の通学区域単位とし、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、より良い保育環境作りを図る。

ア 上美生小学校区域の保育所

既存の上美生保育所において運営を継続する。



遊戸室



午睡室



保育室



保育室

イ 芽室南小学校区域の保育所

運営場所は、芽室南小学校北側とし、児童クラブとの併設で整備を行う。



芽室南小学校北側

ウ 芽室小学校、芽室西小学校区域の保育所
めむろかしわ保育園、めむろてつなん保育所を開設しており整備は完了している。

(2) 施設区分及び定員

- ア 上美生小学校区域の保育所
認可外保育所とし、定員 30 名とする
イ 芽室南小学校区域の保育所
認可保育所とし、定員 50 名とする

※南小学校区域の保育所に入所する場合は、芽室町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例第 2 条の規定により、保育の必要性の認定（2 号・3 号）を受けることが必要。

保育の必要性の認定基準
(1) 就労（月 48 時間以上）
(2) 妊娠、出産
(3) 疾病、障害
(4) 同居の家族の介護又は看護
(5) 災害復旧
(6) 求職活動
(7) 就学
(8) 虐待や虐待のおそれがあること
(9) 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
(10) その他、上記に類する状態であること

(3) 整備手法

- ア 上美生小学校区域の保育所
既存施設の老朽化している箇所を部分改修する。
受入年齢等によって、増改築の必要があれば、検討を行う。
イ 芽室南小学校区域の保育所
児童クラブを含む複合機能を有した施設を建設する。
(ア) 建設概要
主要用途：児童福祉施設等
延床面積：約 900 m²
階 数：平屋

構 造：木造

駐車台数：約 36 台

※既存の駐車場に加え、施設の駐車場として新たに整備する。

(イ) 主要施設

・保育所施設

乳児室（ほふく室含む）、保育室（2室）、午睡室、遊戯室、トイレ（児童用 1か所）、トイレ（職員用 2か所）、調理室、職員室、職員休憩室、洗濯・乾燥室

・児童クラブ施設

保育室（2室）、遊戯室、トイレ（児童用 2か所）、職員室、職員休憩室

(ウ) 主要設備

新エネルギー（太陽光発電設備）、省エネルギー（LED 等照明器具、エコキュート等）の採用を検討する。

ウ 休所中の保育所施設

平成 26 年度末で休所となっている保育所及び今後、休所となった保育所は、地域と協議し、閉所とする。また、閉所後の跡地利用は、地域の意見要望を考慮し、協議して決定する。

(4) 事業費

ア 上美生小学校区域の保育所

老朽化部分の修繕・改修を適宜行う。

イ 芽室南小学校区域の保育所

(ア) 設計委託料等 約 18,962,000 円

(イ) 建設工事費 約 336,700,000 円（芽小区子どもセンター参考）

(ウ) 外構工事費 約 90,000,000 円（園庭遊具含む）

(5) スケジュール

ア 上美生小学校区の保育所

平成 28 年度／保育士数を増加させ、開所時間を通年 7:30～19:00 とする。

平成 29 年度／保育サービスの検討協議を行う。

平成 30 年度／当計画に基づく運営内容とする。

イ 南小学校区の保育所

平成 28 年度／基本・実施設計

平成 29 年度／工事・名称決定

平成 30 年度／保育所・児童クラブの施設オープン

(6) 事業主体

事業主体は、茅室町とする。

(7) 防災・防犯

セキュリティ業者と契約し、通報装置や施設内への入退室管理を行うとともに、警察との連携を強化して防犯対策を図るものとする。また、避難訓練（月1回）や最新のセキュリティ講座等を行い、保育士の防災・防犯の意識を高める。

(8) 食育

南小学校区域の保育所で給食調理を行い、上美生保育所へ配達。月1回程度、食材の放射能検査や食材の産地表示を行うことにより、入所児に安全・安心な給食を提供する。調理室の設置は、衛生面、作業導線に配慮した設備とする。

毎日の食事を通して「食の大切さ」を伝え、遊びの中からも食を営む力を育む。保育所の敷地内での栽培、クッキング等、食とかかわる体験活動を行う。

(9) 施設運営

ア 職員配置

入所児童数を基に認可保育所基準で定められた職員数を配置することから、入所児童数の増減によって配置数を変更する。

(ア) 施設長

それぞれの保育所に所長を置く。

(イ) 上美生小学校区域の保育所職員配置数

※入所児童数 22名（4歳以上：8名、3歳児：5名、2歳児：5名、満2歳児：4名）とした場合

- ・ 正職員 2名
- ・ 臨時職員 3名

(ウ) 茅室南小学校区域の保育所職員配置数

※定員 50名（4歳児以上：25名、3歳児：10名、1・2歳児：12名、0歳：3名）とした場合

- ・ 正職員 3名
- ・ 臨時職員 5名
- ・ 臨時調理士 2名

参考

認可保育所の保育士配置基準

保育士1人に対する児童数

- ・ 乳児 : 3人
- ・ 1・2歳児 : 6人
- ・ 3歳児 : 20人
- ・ 4歳以上 : 30人

(エ) 代替職員配置数

- ・ 代替職員（保育士）12名
- ・ 代替職員（調理士）2名

イ 開所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始を除いた日を開所日とする。

ウ 受入年齢

(ア) 上美生小学校区域の保育所

満2歳から小学校就学前までとする。

ただし、地域のニーズに合わせて入所年齢の引下げを協議する。

(イ) 南小学校区域の保育所

生後6か月から小学校就学前までとする。

(10) 保育時間及び利用者負担額(保育料)

ア 保育時間

市街地の認可保育所と同様とし、次のとおりとする。

なお、保育所の開所時間は7：30～19：00とする。

(ア) 平日保育（月～金曜日）

○保育標準時間 7：30～18：30

○保育短時間 9：00～17：00

(イ) 土曜日保育

○保育標準時間 7：30～18：00

○保育短時間 9：00～17：00

(ウ) 延長保育

地域のニーズに合わせて、延長保育を行う。

ただし、開所時間の7：30～19：00を限度とする。

イ 利用者負担額（保育料）及び延長保育の利用者負担額

認可保育所と同様とし、次のとおりとする。

(ア) 利用者負担額（保育料）

階層	区分	利用者負担額	
		3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	5,400 (3,920)	3,600 (2,610)
第3	市町村民税均等割額のみの世帯	13,650 (9,920)	11,550 (8,400)

第 4	第 1 階層を除き、市町村民税の所得割額※がいずれかの区分に該当する世帯 ※住宅借入金等特別控除、配当控除等の税額控除を控除する前の税額。	48,600 円未満	16,570 (12,050)	14,020 (10,190)
第 5		48,600 円以上 69,000 円未満	24,000 (17,450)	21,600 (15,700)
第 6		69,000 円以上 84,000 円未満	27,000 (19,630)	24,300 (17,670)
第 7		84,000 円以上 114,000 円未満	28,500 (20,720)	25,650 (18,650)
第 8		114,000 円以上 146,000 円未満	30,000 (21,810)	27,000 (19,630)
第 9		146,000 円以上 193,000 円未満	37,820 (27,500)	28,720 (20,880)
第 10		193,000 円以上 229,000 円未満	44,500 (32,360)	30,410 (22,110)
第 11		229,000 円以上 331,000 円未満	61,000 (44,360)	32,100 (23,340)
第 12		331,000 円以上	80,000 (58,180)	33,790 (24,570)

- 1 () 内の額は、保育短時間の利用者負担額。
- 2 第 2 子の児童が保育所に入所している場合の保護者に係る当該月分の利用者負担額は、上記の 2 分の 1 の額、第 3 子以降の児童が保育所に入所している場合の保護者に係る当該月分の利用者負担額は、無料。
- 3 利用者負担額は給付単価を限度とする。

(イ) 延長保育の利用者負担額

延長保育の利用者負担額は 30 分 100 円とする。ただし、生活保護世帯及び市町村民税が非課税で、ひとり親世帯にあっては、延長保育の利用者負担額は無料とする。

保育時間	開所時間 7:30～19:00															
	7 時		8 時		9 時～16 時			17 時		18 時		19 時				
現行	—	保育時間 7:30～19:00									—					
保育標準	—	保育時間 7:30～18:30						100 円			—					
保育短	—	100 円	100 円	100 円	保育時間 9:00～17:00			100 円	100 円	100 円	100 円					

(11) 経過措置

本計画における運営場所への移行が完了するまでの間は、現在の休所基準（入所児童数 10 人以下を 3 年継続した場合は、3 年目の年度末で休所）は適用し、休所になった場合の跡地利用については、地域と協議して決定する。

なお、保育時間、利用者負担額（保育料）、職員配置については、次のとおり従来ど

おりとする。

ア 保育時間

通常保育

平 日 8：45から16：30まで

土曜日 8：45から12：00まで

早朝・延長保育 ※農繁期に保護者と保育士との話し合いの上、行う。

早 朝 8時00から 8時45まで

延 長 16時30から17時30まで

イ 利用者負担額（保育料）

階層	区分	利用者負担額
第 1	生活保護法による被保護世帯	円 0
第 2	市町村民税非課税世帯	2,700
第 3	市町村民税均等割額のみの世帯	8,660
第 4	48,600 円未満	10,510
第 5	48,600 円以上 69,000 円未満	16,200
第 6	69,000 円以上 84,000 円未満	18,220
第 7	84,000 円以上 114,000 円未満	19,230
第 8	114,000 円以上 146,000 円未満	20,250
第 9	146,000 円以上 193,000 円未満	21,540
第 10	193,000 円以上 229,000 円未満	22,800
第 11	229,000 円以上 331,000 円未満	24,070
第 12	331,000 円以上	25,340

第2子の児童が保育所に入所している場合の保護者に係る当該月分の利用者負担額は、上記の2分の1の額、第3子以降の児童が保育所に入所している場合の保護者に係る当該月分の利用者負担額は、無料。

ウ 職員配置

(1) 正職員 1名

(2) 臨時職員 2名（入所児童数により変更）